

第 162 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成 31 年 2 月 8 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 162 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 31 年 2 月 8 日 (金) 午後 2 時 05 分

2. 閉会年月日 平成 31 年 2 月 8 日 (金) 午後 2 時 45 分

3. 開催場所 南部町役場南部分庁舎 議場

4. 出席委員 (15 人)

会 長	1 番 赤 石 敏 文	
委 員	2 番 石 橋 薫	3 番 堀 内 重 男
	4 番 砂 庭 周 平	5 番 工 藤 信 仁
	6 番 佐々木 一 雄	7 番 三 浦 恵美子
	8 番 松 村 範 明	9 番 滝 田 信 彦
	11 番 河守田 雄 一	12 番 野 田 清 八
	13 番 山 田 憲 幸	14 番 川守田 雄 一
	15 番 梅 内 勝 治	16 番 奥 瀬 修 一

5. 欠席委員 (1 人)

会長職務代理 10 番 中 村 文 男

6. 会議書記

事務局長	松 橋 悟
班 長	小田原 孝治
総括主査	佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 7 号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第 5	報告第 8 号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第 6	議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 8	議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第 9	議案第 36 号 農地利用配分計画案に関する意見について
日程第 10	議案第 37 号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明 (農業経営) について

事務局長	<p>ただいまから、第 162 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 15 名で、委員定足数に達しておりますので、第 162 回総会 は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めること となっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。 (午後 2 時 05 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 15 番 梅内勝治 委員 16 番 奥瀬修一 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり)】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 7 号「貸貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の朗読と説明を求めます。 小田原班長</p>
小田原班長	<p>それでは、報告第 7 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により貸貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意に よる解約書を受理したので、報告するもので、3 件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は議案書に記載のとおりです。</p>

<p>小田原班長</p>	<p>番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成28年6月1日から平成33年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は平成31年1月9日、土地の引き渡しの時期は平成31年1月10日で合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成23年7月1日から平成33年6月30日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は平成31年1月10日、土地の引き渡しの時期は平成31年1月11日で合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号3番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成16年3月19日から平成31年3月18日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は平成31年1月21日、土地の引き渡しの時期は平成31年1月22日で合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第5 報告第8号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。報告の朗読と説明を求めます。小田原班長</p>
<p>小田原班長</p>	<p>それでは、報告第8号について説明いたします。</p> <p>農地法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は平成31年1月15日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第6 議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、2番 石橋 薫 委員 と同居の親族が譲受人となっている事案が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時10分退席)</p> <p>議案の説明を求めます。小田原班長</p>

小田原班長	<p>議案第 33 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、いずれも所有権の移転に関するものがあります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>河守田 雄一 調査員</p>
河守田調査員	<p>11 番 河守田から説明いたします。</p> <p>去る 1 月 31 日、中村文男職務代理と南部町役場南部分庁舎において、議案第 33 号及び第 34 号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第 33 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号 2 番の申請理由は、譲渡人である夫から譲受人である妻が持ち分 2 分の 1 の贈与を受けて営農するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 33 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、石橋 薫 委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 14 分着席)</p> <p>次に、日程第 7 議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第 34 号について、説明いたします。</p>

小田原班長	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は2件です。</p> <p>番号1番及び番号2番はいずれも所有権の移転に関する件であります。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考ください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>河守田 調査員</p>
河守田調査員	<p>議案第34号について、農地法第5条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番及び番号2番の申請理由ですが、いずれも馬淵川河川改修に伴い、居住地を移転することになった方々のうち、町内定住を希望する方々に対する代替地として、南部町が宅地造成工事を行い分譲するため、南部町が譲受人となって譲渡人から申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第34号について、補足いたします。</p> <p>まず、申請地の番号1番と番号2番は隣接しているものです。</p> <p>位置ですが、南部・大向地区で、南部町役場南部分庁舎から南西に約2kmの距離にあり、三戸駅から約400mの距離に位置し、申請地の東側は宅地、東西及び北側は畑となっています。</p> <p>農地区分については、「都市計画区域の第1種住居地域内」であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>第3種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第34号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第34号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に、日程第 8 議案第 35 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。小田原班長</p>
<p>小田原班長</p>	<p>議案第 35 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、82 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,913 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田と畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,954 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,953 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 9,966 円です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,949 円です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 9 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 10 番の利用目的は畑、期間は 20 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,500 円です。</p> <p>番号 11 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 7,000 円です。</p> <p>番号 12 番の利用目的は田と畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,751 円です。</p> <p>番号 13 番と番号 14 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 15 番と番号 16 番の利用目的は田、期間は 10 年 1 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 17 番から番号 31 番までの利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 32 番の利用目的は田、期間は 5 年 1 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 33 番から番号 35 番までの利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 36 番の利用目的は田、期間は 5 年 1 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 37 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 38 番の利用目的は田と畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 39 番から番号 41 番までの利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 42 番から番号 44 番までの利用目的は田、期間は 5 年 1 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 45 番から番号 54 番までの利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 55 番の利用目的は田、期間は 5 年 1 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 56 番から番号 62 番までの利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p>

小田原班長	<p>番号63番の利用目的は田、期間は5年1ヶ月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号64番から番号68番までの利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号69番の利用目的は田、期間は5年1ヶ月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号70番から番号77番までの利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号78番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号79番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号80番の利用目的は田、期間は5年1ヶ月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号81番の利用目的は畑、期間は5年10ヶ月、10a当たりの賃借料は年額14,504円です。</p> <p>番号82番の利用目的は遊園地、期間は2年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額1,379円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第35号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第8 議案第35号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9 議案第36号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第36号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による案件は10件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は畑、存続期間は平成30年12月13日から平成40年12月12日までの10年、10a当たりの賃借料は年額2,923円です。</p> <p>番号2番の利用目的は畑、存続期間は平成30年12月13日から平成40年12月12日までの10年、10a当たりの賃借料は年額2,805円です。</p> <p>番号3番の利用目的は畑、存続期間は平成31年1月11日から平成41年1月10日までの10年、10a当たりの賃借料は年額2,992円です。</p> <p>番号4番の利用目的は畑、存続期間は平成31年1月11日から平成41年1月10日までの10年、10a当たりの賃借料は年額2,998円です。</p>

小田原班長	<p>番号5番の利用目的は田、存続期間は平成31年1月11日から平成41年1月10日までの10年、10a当たりの賃借料は年額4,933円です。</p> <p>番号6番の利用目的は畑、存続期間は平成31年2月12日から平成36年2月11日までの5年、10a当たりの賃借料は年額9,966円です。</p> <p>番号7番の利用目的は田、存続期間は平成31年2月12日から平成41年2月11日までの10年、10a当たりの賃借料は年額4,953円です。</p> <p>番号8番の利用目的は田、存続期間は平成31年2月12日から平成41年2月11日までの10年、10a当たりの賃借料は年額4,949円です。</p> <p>番号9番の利用目的は田、存続期間は平成31年3月1日から平成41年2月28日までの10年、10a当たりの賃借料は年額2,848円です。</p> <p>番号10番の利用目的は田と畑、存続期間は平成31年4月1日から平成41年3月31日までの10年、10a当たりの賃借料は年額4,954円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>議案第36号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり）】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9 議案第36号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10 議案第37号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第37号について、説明いたします。</p> <p>贈与税の納税猶予及び不動産取得税の特例を受けている受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定並びに地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。</p> <p>受贈者の氏名・住所、農地等の贈与を受けた年月日については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番から3番の対象となる事由は贈与税と不動産取得税です。以上です。</p>
議 長	<p>議案第37号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり）】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第10 議案第37号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>

議 長	以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 162 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 <p style="text-align: right;">(午後 2 時 45 分)</p>
-----	--

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 31 年 2 月 8 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員